

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
パナソニック E W エンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中央区 城見 2-1-6 1	1-014280

注）建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可，「2-」は茨城県知事許可，
「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 4 月 1 7 日～令和 7 年 7 月 1 6 日（3 ヶ月間）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事

4. 事実概要

パナソニック E W エンジニアリング（株）及びパナソニック環境エンジニアリング（株）は、建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

当該事実が建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 1 月 31 日、近畿地方整備局長より営業停止処分及び指示処分を受けた。

このことが、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 2 第 14 号ア及びイに該当するため。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 2 9 年要領第 3 号）別表第 2 第 14 号イに該当する。

6. 入札参加資格のない者

パナソニック環境エンジニアリング（株）

大阪府吹田市垂水町 3-2 8-3 3

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 14 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、 同法第 28 条の規定に基づく監督処分を受けたとき ア（略） イ <u>営業停止処分を受けたとき。</u>	 <u>当該認定をした日から</u> <u>3 ヶ月以上 9 ヶ月以内</u>

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（直通）